

第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）
策定業務仕様書

1 件名

第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）
策定業務

2 目的

本業務は、安城市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果やKDB、レセプト情報等の健康・医療情報を活用して第2期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下「データヘルス計画等」という。）を振り返り、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期データヘルス計画等を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで

4 業務遂行場所

安城市内及び受注者所在地ほか

5 契約約款

本業務の契約については、「安城市委託契約約款」に準拠する。

6 法令の遵守等

本仕様書のほか、次の関係計画及び諸法令等を遵守するとともに、熟知し、計画に反映すること。

- （1）健康保険法
- （2）国民健康保険法
- （3）健康増進法
- （4）高齢者の医療の確保に関する法律
- （5）安城市総合計画
- （6）健康日本21安城計画
- （7）第3期データヘルス計画に向けた方針見直しのための検討会
- （8）データヘルス計画（国保・後期）のあり方に関する検討会
- （9）国、社会保障審議会等における健康保険及び健康増進に関する制度

見直しの考え、意見等

(10) その他関係法令、計画等

7 担当技術者

- (1) 受注者は、本業務を遂行するために必要な能力を有する技術者（以下「担当技術者」という。）を選任し、遅滞なく発注者に書面により通知をすること。
- (2) 受注者は、同時に受注している他契約の作業量を考慮し、本業務に支障のないよう担当技術者を選任すること。
- (3) 受注者は、前2項の担当技術者が退職、長期欠勤等により、本業務の遂行に支障をきたすおそれがある時などは、直ちに他の技術者を担当技術者として選任し、遅滞なく発注者に書面により通知をすること。

8 業務の内容

(1) 業務全般

ア 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と密接な連絡をとること。発注者の次期データヘルス計画等の策定方針及び条件等の質疑やその内容については受注者が記録し、相互に確認をすること。

イ 対面やオンライン等開催方法を問わず、打ち合わせを行った場合には、受注者はその結果を記録し、打ち合わせ終了後1週間以内に打ち合わせ記録簿、課題整理簿を発注者に提出すること。

ウ 受注者は、毎月末日時点での本業務全体の進捗状況等をまとめ、翌月の10日までに発注者に報告すること。ただし、令和6年3月分に関しては、令和6年3月15日（金）を期限とする。

エ 受注者は、本業務の遂行に必要な情報として、国や県の動向等の最新情報の把握に努め、新たな情報を得た場合には遅滞なく発注者へ報告すること。

オ 発注者が他部署・他機関と調整等を行うために必要が生じた場合は、受注者は資料作成等に協力すること。

(2) 現行のデータヘルス計画の評価業務

受注者は、現行の安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）の評価業務として、データの分析、有識者の意見聴取、次期計画に向けた保健事業の在り方等をまとめること。ただし、保険者の取組

内容など、受注者では整理し難い内容については発注者と協議のうえ、発注者が資料などを作成する。

(3) 第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画案の作成

受注者は、最新の「特定健康診査等基本指針」に基づき、国が示す「特定健康診査等実施計画策定の手引き」及び安城市の現計画等を参照しながら安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）と一体的に作成すること。

(4) データ分析、課題整理業務

受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて、高額医療や生活習慣病、各医療費・介護給付費の状況など、安城市の現状や特徴を高い精度で分析し、健康等に関する課題及びそれらの根拠を基礎資料としてまとめること。

(5) 基本理念、基本方針、事業方針の立案業務

受注者は、(4)の結果を踏まえ、データヘルス計画等の基本理念、基本方針、事業方針を立案すること。

(6) 主要な課題への対応業務

受注者は、(4)及び(5)を踏まえ、主だった課題に対し、安城市において有効かつ実施可能な個別事業計画を立案すること。

(7) 第一次中間報告

受注者は、(4)から(6)までをまとめ、中間報告として書面にて発注者に報告すること。

(8) 個別事業の策定業務

受注者は、(4)及び(5)を踏まえ、課題に対し、安城市において有効かつ実施可能な個別事業を策定すること。

(9) 第二次中間報告

受注者は、(4)から(6)及び(8)を踏まえ、データヘルス計画等の素案及び安城市国民健康保険運営協議会委員等への説明資料を作成し、中間報告として書面にて発注者に報告すること。

(10) 素案の補正業務

受注者は、(9)のデータヘルス計画等の素案及び説明資料に対して出された意見等を踏まえ、素案及び説明資料の補正を行うこと。なお、発注者は複数の関係先に対して協議、説明を行うため、補正は都度行うこ

と。

(1 1) 計画書等の作成業務

受注者は、(1 0)により補正されたデータヘルス計画等や関係資料等を次のとおり成果品として発注者に納品すること。なお、成果品に誤りが認められた場合は、速やかに受注者において訂正を行い、その作業にかかる費用は受注者の負担とする。また、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。

ア 提出期限

令和6年3月15日(金)

イ 提出先

安城市福祉部国保年金課国保係

ウ 成果品

名 称	仕様概要	部 数
安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）		
計 画 書	A 4 版製本 表紙フルカラー 本文グレースケール	1 0 0 部
計画書概要版	A 4 版製本 表紙及び本文フルカラー	2 0 0 部
基礎資料	A 4 版ファイル綴じ フルカラー	3 部
安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画		
計 画 書	A 4 版ファイル綴じ フルカラー	3 部
基礎資料		
その他資料		
質疑記録簿	A 4 版ファイル綴じ フルカラー	3 部
打ち合わせ記録簿		
課題整理簿		
電子データ		
上記一式 分析の基礎データ	CD－ROM ※基礎データを除く電子デー	1 式

集計の基礎データ	タはワード、エクセル、パワーポイントなど発注者にて編集可能な形式であること	
----------	---------------------------------------	--

9 業務のスケジュール

(1) 第一次中間報告

令和5年7月中旬

(2) 第二次中間報告

令和5年9月中旬

(3) 素案の補正

令和5年9月下旬から令和6年2月上旬まで

(4) 計画書の作成及び成果品の納品

令和6年3月15日（金）まで

10 その他の特記事項

(1) データヘルス計画等の素案及び計画書等は、「健康日本21安城計画」、「あんジョイプラン10（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）」等との整合を図ること。

(2) データヘルス計画等の素案及び計画書等は、厚生労働省等が発出する策定の手引き（以下「手引き」という。）に従うこと。本仕様書に定めた事項と手引きに記載された事項に矛盾が生じた場合は、手引きに従うものとする。また、手引きが改訂された場合には、これに対応すること。

(3) 受注者は、本業務上知り得た情報の取扱いについて次の事項を遵守すること。

ア 個人情報の保護に関する法律、安城市情報セキュリティ規則その他関係法令を遵守し、情報の適正な管理に必要な措置を講じること。

イ 情報の受け渡しにおいては、情報の漏洩、紛失を防ぐために十分な措置を講じること。

ウ 情報の機密を保持するために、情報取扱責任者を定め、発注者に報告をすること。

(4) 発注者は、交付金等の積算のために見積額の内訳を求めることがある。この求めがあった場合は、受注者は、速やかに内訳の資料などを

発注者に提出すること。

(5) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。

(6) 成果品に関する著作権は、発注者に帰属する。

(7) 本市は、環境への負荷の少ない人と自然が共存することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っているため、受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行すること。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。